Ⅱ　個別帰属額等の届出書の提出について

1　個別帰属額等の届出書の提出先及び提出期限

連結子法人は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に個別帰属額等の届出書（①個別帰属額の届出書、②個別帰属額の計算の基礎を記載した書類）を提出しなければならないこととされています（法81の25）。

2　個別帰属額等の届出書用紙の送付先について

連結子法人が提出する個別帰属額等の届出書用紙については、連結子法人の所轄税務署から連結子法人あてに送付していますが、連結子法人の個別帰属額等の届出書用紙の送付先（連絡先）として連結親法人の納税地を登録した場合は、連結子法人の所轄税務署から連結親法人あてに送付することができます。

今後、連結子法人が提出する個別帰属額等の届出書用紙の送付先を連結親法人の納税地とする場合には、連結子法人の所轄税務署に異動届（連絡先の登録）を提出してください。

3　個別帰属額等の届出書の添付書類

個別帰属額等の届出書には、次に掲げる書類を添付してください。

①　貸借対照表及び損益計算書

②　損益金処分表

③　勘定科目内訳明細書

④　組織再編成に係る契約書等の写し

⑤　組織再編成に係る主要な事項の明細書

4　個別帰属額の計算の基礎を記載した書類

法第81条の25第１項《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定による個別帰属額の計算の基礎を記載した書類は、連結確定申告書の別表を使用して作成します（連結確定申告書の別表の写しを使用することとして差し支えありません。）。

この場合、次の点に御注意ください。

①　個別帰属額に係る明細書（各別表の付表）だけでなく、その個別帰属額を算出するために必要な別表も提出する必要があります。

例えば、外国税額控除を適用する連結子法人にあっては、「別表六の二(二)付表　各連結法人の外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度個別帰属額９」の欄の金額の計算において「別表六の二(二)　連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度額14」の欄の金額が必要となるため、「別表六の二(二)付表」だけでなく「別表六の二(二)」も併せて提出することとなります。

また、同様に、「別表七の二付表一　連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書」及び「別表七の二付表二　連結欠損金個別帰属額に関する明細書」を提出する場合にあっては「別表七の二　連結欠損金及び私財提供等があった場合の欠損金の損金算入に関する明細書」を併せて提出します。

②　別表の一部に個別帰属額に係る記載欄が設けられている別表については、その個別帰属額に係る記載欄だけでなく、それ以外の欄についても記載します。

例えば、「別表八の二　連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書」にあっては、株式等の種類ごとに連結グループでの益金不算入額などが個別帰属額の計算に必要となるため、「個別帰属額の計算」以外の各記載欄につき、その連結所得の金額の計算において記載した金額を転記します。

このことは、「別表六の二(一)　連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」、「別表十四の二　連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」などについても同様です。

③　連結親法人と連結子法人のすべてが記載される別表については、届出書を提出する連結子法人以外の記載欄を消さずに提出してください。

例えば、連結グループで損金算入限度額が設けられている「別表十五の二　交際費等の損金算入に関する明細書」にあっては、「個別帰属損金不算入額20」の欄の計算の基礎となる「損金不算入額４」の欄の算出に各連結法人の支出交際費等の額の合計額が必要であるため、連結法人のすべてにつき「５」から「19」までの各欄を記載します。

このことは、「別表七の二付表一　連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書」及び「別表七の二付表二　連結欠損金個別帰属額に関する明細書」についても同様です。